



Title	「土地合体資本」と地代論
Author(s)	河西, 勝
Citation	北海道大學 經濟學研究, 24(3), 79-106
Issue Date	1974-09
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31295
Type	departmental bulletin paper
File Information	24(3)_P79-106.pdf



「土地合体資本」と地代論

河 西 勝

周知のようにマルクスは、『資本論』第3巻、第6編超過利潤の地代への転化、第37章緒論において、資本論の体系における地代論の課題と方法を明らかにしている。資本主義的生産様式に「適応」(『資本論』岩波文庫版——以下『資』と略記する——(p10頁)する土地所有形態を解明することが、その課題とされているといつてよいが、かれは、こうした土地所有形態の歴史的な形成は、資本主義的生産様式が、「製造工業と全く同じように」(同7頁)農業を支配することにほかならないという理由によって、具体的には、「農業における資本主義的生産様式とそれに対応する土地所有形態」(同8頁)を研究対象とすることになる。そして「資本主義的生産様式が農業を制握したという想定は、それが生産とブルジョア社会との一切の部面を支配していること、したがって、その諸条件、すなわち、諸資本の自由競争、一生産部面から他の生産部面への諸資本の移転可能性、平均利潤の均等高さ等が、完全に成熟して存在すること、を包含する」(同7頁)というのであって、地代論においてはマルクスは、資本主義の原理的解明のためには当然のことであるが、いわゆる純粋資本主義社会を方法的に明確に想定しているのである。

ところでマルクスは、このような地代論の方法に関連して、「対象そのものに移る前に、誤解を防ぐために」「必要」な「若干の前置き」のひとつとして、「土地資本」ないし土地合体資本の利子の取扱いを問題にしている。すなわちかれは、まず次のように述べている。

「資本は、土地に固定されえ、土地に合体させられうる。一部は、化学的性質の諸改良、施肥等におけるように比較的に一時的に、一部は、排水溝、

灌漑設備、地均し、農場建物等におけるように比較的に永久的に。かように土地に合体させられた資本を、私は他の場所で la terre-capital [土地資本] と名づけたことがある。それは、固定資本の範疇に属する。土地に合体させられた資本と、かようにして生産用具としての土地に与えられる諸改良とにたいする利子は、借地農業者によって土地所有者に支払われる賃料^{レント}の一部をなしうるが、しかしそれは、土地が自然状態にあると耕作されているとを問わず、土地の使用そのものについて支払われる本来の地代を、構成するものではない。土地所有の体系的な論述はわれわれの計画の外にあるものであるが、このような論述で、土地所有者の収入のこの部分は詳細に述べられるべきであろう。」(同 14~15頁)

ここで、「土地に合体させられた資本と、かようにして生産用具としての土地に与えられる諸改良とにたいする利子」というのは、土地所有者が、借地農業者と新たな借地契約を結ぶ際に「本来の地代に付加する」(同 15頁)、既に何らかのかたちで投下されている土地合体資本にたいする利子のことである。したがって、それは、「借地農業者によって土地所有者に支払われる賃料^{レント}の一部をなしうる」が、「本来の地代を、構成するものではない」ことは当然である。「土地に合体させられた諸改良は、土地なる実体の不可分の偶有性として、財産として、土地所有者に帰属する」(同) のであって、「本来の地代」とは、こうした「土地なる実体」の「使用そのものについて支払われる」ものであり、この関係においては、土地合体資本の投下はそれ自体としては問題になりえないからである。土地合体資本に対する利子が、歴史的事実として、この「賃料^{レント}の一部」をなすことがあったとしても、それは、「過程の純粋な進行」(『資』(→) 13頁) を前提として地代を原理的に規定する場合には、捨象されざるをえない夾雑物なのである。この意味で、「土地所有者の収入のこの部分」については、原理論の範囲を越える「土地所有の体系的な論述」において、積極的に経済学的な規定が与えられるというマルクスの方法論的な指摘は、決して不明確なものではないであろう。

ところが、かれはさらに「ここでは、それについて数言を費やすだけで充

分である」(『資』(Ⅳ) 15頁)として、やや具体的に、土地合体資本の投下とその利子をめぐる借地農業者と土地所有者との関係、およびその関係のもとにおける資本主義社会の農業発展の特殊性について、言及しているのである。そして、ここでのマルクスの叙述は、純粹資本主義を想定する地代論的方法的枠組みおよびその課題に関連して、重大な難問を提起することになっているのである。それはこういうことである。

マルクスは、既にみたように土地合体資本を、「化学的性質の諸改良、施肥等におけるように比較的に一時的に」土地に合体されるものと、「排水溝、灌漑設備、均等し、農業建物等におけるように比較的に永久的に」土地に合体されるものとに、二つに分類している。そしてかれによれば、前者、すなわち「農業における普通の生産過程に伴うより一時的な資本投下」は、「すべて例外なしに借地農業者によってなされる。」後者、すなわち、「より永久的な、比較的長期間にわたって消耗さるべき、土地に合体させられた固定資本」もまた、「大きな部分が、部面によっては往々にして全部が、借地農業者によって投ぜられる。」しかし両者の場合に土地所有によって、次のような事態が生みだされる。「契約によって確定された借地期間が経過するや否や——そしてこれが、なぜ資本主義的生産の発展とともに土地所有者は能うかぎり借地期間を短縮しようとするか、の諸理由の一つなのであるが——土地に合体させられた諸改良は、土地なる実体の不可分の偶有性として、財産として、土地所有者に帰属する。土地所有者が結ぶ新たな借地契約においては、彼は土地に合体させられた資本にたいする利子を、本来の地代に付加する。このとき彼が土地を賃貸する相手が、これらの諸改良を行なった借地農業者であるか、また他の一借地農業者であるかは問わない。彼の地代はかようにして膨脹する。……これこそは——本来の地代の運動は全く別として——経済的發展の進むにつれて土地所有者の致富が増進し、彼らの所有地の貨幣価値が増大することの秘密の一つなのである。かくして彼らは、彼らの助力なしに産み出された社会的發展の結果を、彼らの私的ポケットに納めるのである……。しかし同時に、これは合理的な農業の最大の障害の一つである。なぜならば、

借地農業者は、彼の借地期間の継続中に完全な還流が期待されないような改良や投資は、一切これを避けるからである。」(同15～16頁)

そこで根本的な問題は、以上のようなマルクスの見解——借地農業者による土地合体資本の投下、その土地合体資本にたいする利子の「本来の地代」への付加による地代の膨脹、他面における合理的な農業の阻害物としての土地所有、という一連の見解——は、資本主義社会における地代ないし土地所有にたいする原理的規定と、いったいいかなる関連を有するかということである。換言すれば、この見解は、原理論したがってまたその地代論が対象としている純粋資本主義社会において想定される、土地所有者と借地農業者との関係にたいして、どういう関連があるかということである。

この点については、さしあたり次の三つの場合が一般的には考えられるであろう。すなわち、第一に、マルクスがここで述べている土地合体資本をめぐる土地所有と借地農業資本家との関係、ないし前者の合理的農業にたいする阻害物としての性格は、純粋資本主義社会においても当然に想定されるものであり、したがって直接的に原理的に規定されるものとしてしかるべきである、とされる場合である。第二は、それとは正反対に、マルクスのここで の叙述は、むしろ「われわれの計画の外にあるもの」とされる「土地所有の体系的な論述」のなかに含まれるべき事実関係であり、土地合体資本の利子が「本来の地代」を「構成するものではない」とされたと同様に、純粋資本主義の想定にとっては、全く外的な異質な関係として、原理的規定の対象たりえない、とされる場合である。最後に第三に考えられうるのはマルクスの指摘は、第一のように直接的に原理的規定をなすものというべきではなく、またさりとて、第二のように純粋資本主義の想定にとって全く無関係なものというのも言いすぎであるとされる場合である。この場合には、それは、地代の原理的把握に際しては、例えば世界市場の捨象が純粋資本主義の想定において問題とされると同じように、何らかのいわば理論的な関連を方法的に明らかにされるべき歴史的事実とみなされるのである。

しかし、マルクス自身は、以上の三つのいずれの場合を想定しているのか、

必ずしも明確にはしていなかったのであって、このことが、われわれが、地代論の方法に関連する重大な難問をかれは提起したとするゆえんである。実際に、マルクス地代論にたいする解釈としては、今日では、第一の場合が一般的に自明のこととされているといつてよい。そしてその結果「資本主義的生産様式は自己に適合的な土地所有の形態をつくりだすが、同時にこれは資本主義に固有な敵対的諸矛盾をともなう」(ローゼンベルグ著『資本論注解』5 青木書店 175頁)という資本主義的土地所有の原理的性格に関する——「適合的」と敵対的諸矛盾とはどう関連するのか、はなはだ難解な——解釈が、一般的に導き出されることにもなったのである。だがはたしてそれは、地代論において正しい方法を示すものといえるであろうか。

二

マルクスは、第38章以下の本論に入って、差額地代および絶対地代について論ずる際には、「土地の使用そのものについて支払われる本来の地代」以外には、土地合体資本ないしその利子をめぐる土地所有と借地農業者との関係などについては、もはや全く問題にしていけないのである。したがってかれは、それを少なくとも直接的には、地代論の論理展開において取上げられるべき原理的規定の対象をなすものとはみなしていなかった、といわなければならないだろう。地代論の具体的な展開においては、そのような関係を捨象することによって、「本来の地代」にたいする本質的な把握がなされているのであり、マルクスは、われわれが先にみた土地合体資本の三つの方法的処理のうち、実質的あるいは結果的には、第二ないし第三の場合に依拠したとみることができる。ただ難点は、かれ自身が、そうした方法的処理やあるいはそうせざるをえない根拠などを全然明確にしていないことである。したがってこの残されている問題を解決することは、われわれにとっては地代論の方法をめぐる重要な課題をなすと思われるのである。しかしその前に、ともかく、土地合体資本をめぐる諸関係を直接原理的に取扱うことが可能であるとする見地——先にみた第一の場合——の方法論的な正否を、検討しておかなければな

らないであろう。

ここでは、この問題に関する宇野弘蔵教授の見解とそれに直接関連する二、三の論者の見解について、やや立ち入ってみることにする。

宇野教授による、地代論における「恒久的」な土地合体資本——教授は「比較的一時的に」土地に合体された資本については、取り立てて問題にはされていないが、この資本投下についても、後で触れるように若干の検討を加える必要があるとわれわれは考える——の理論的処理に関しては、だいたい次の四つの特徴を指摘することができる。第一は、この土地合体資本の投下を、産業資本としての借地農業家が行うものであることを想定したうえで、それは、投下される他の農業資本と同様に、利潤と共に借り入れた土地自身の「自然に有する生産条件としての差異」（『宇野弘蔵著作集——以下著作集と略記する——第1巻』380頁）に基づく超過利潤を形成し、これは結局地代に転化するとされていることである。第二は、以上のことを前提として、土地合体資本の投下による地代をめぐる土地所有と借地農業資本との特有な関係を、差額地代の第二形態の論理展開の中に組み込み、「農業における資本の蓄積と地代」の関連を原理的に規定する一要因とされていることであるが、そこではまず、「土地に投ぜられる固定資本は、マルクスのいわゆる土地資本として土地と一体となり、その償却部分も利潤部分と共に地代化する傾向を有している」（同432頁）とされたことが、われわれにとっては重要である。そして第三は、この「償却部分も利潤部分も共に地代化する傾向」が、「借地期間を超えて残る固定資本的投資を一般的に抑制することにな」り、したがって「地代の存在は、ここでは明らかに農業における資本の蓄積を阻害するものとなる」（同）とされていることである。このことは宇野教授によれば、絶対地代の成立と直接理論的に関連している。つまり「絶対地代が、資本の有機的構成が平均以下に低く、その生産物の生産価格が価値以下にあるという点については、ことに回転の遅速を考慮すれば、ますますそうであるが、理論的にはただ農業における資本の蓄積が地代によって制限せられ、たとい契約期間中には促進せられるにしても、それも狭い範囲に限られ、結局は阻害される

ということ以外にキメ手はない」(『著作集第4巻』404頁)と教授はいわれているのである。最後に第四は、マルクスによる土地合体資本の利子なる規定にたいする宇野教授の批判である。教授は、「マルクスは、いわゆる土地資本を固定資本として、その利子を地代と区別しているが、これは誤りではないか」(『著作集第2巻』405頁)という問題提起にたいして、土地合体資本の利子が「借子農業者によって土地所有者に支払われる賃料の一部をなしうる」とするマルクスの叙述を引用されたあとで、「確言することはできないが」としつつも、次のように解答されている。つまり「土地に＜恒久的に＞合体された改良は、当然に土地の豊度その他の相違をもたらすものとして、超過利潤を形成するかぎり、借地契約の更新の場合は、地代化されるものと考えられる。これを利子として区別することは誤りというほかはない。かかる資本の投資にさいしては、得られる超過利潤と利子負担とが比較されるかもしれないが、超過利潤そのものは、土地の豊度などの変化によるものであり、地代化されうるものであって、これを利子として区別することは正しくない」(同406頁)

以上に明らかなように、宇野教授は、「恒久的」な土地合体資本を『経済原論』の地代論において積極的に位置づけ、原理的に規定されている。しかしその結果ここには、マルクスの場合にはない論理的展開がみられることになったのであった。しかしそれは、われわれにとっては決して納得のいくものではないのである。

最初に第一については、まず根本的な問題は、マルクスが地代論において「資本主義的生産様式が農業を制握したという想定」をした場合に、それは、「恒久的」な土地合体資本の投下をも直接的に「制握」することを含みうるものとしてであるかどうかということである。「恒久的」土地合体資本は、「大きな部分が、部面によっては往々にして全部が、借地農業者によって投ぜられる」という——先にも触れた——かれの指摘は、また、「すべて例外なしに借地農業者によってなされる」『農業における普通の生産過程に伴うより一時的な資本投下』の場合と異なって、借地農業者以外によっても、この土地合

体資本の投下がなされるという事実をも含むものであるが、理論的展開からは排除されるべき単なる事実の指摘とも解せないわけではない。実際にマルクスは、「われわれにとっては、借地農業者は、製造業者が糸や機械を生産するように、小麦その他を生産する。」（『資』(Ⅶ)7頁）としているが、この生産は、「恒久的」な土地合体資本の投下とは全く別な過程であることは、いうまでもない。さらに地代論の本論においても、具体的な理論展開としては、この土地合体資本の投下を、したがってまた、それによる超過利潤の形成およびその地代への転化などは全く問題にされていないのである。例えばかれは次のようにいっている。「この平均的資本投下、たとえばイングランドでは1848年以前は1エーカー当り8ポンド、以後は12ポンドであるが、これは借地契約の締結に際して、基準となることは明らかである。これ以上を支出する借地農業者にとっては、超過利潤は、契約期間中は地代に転化されない。契約の満了後にこの転化が行なわれるか否かは、同じ特別前貸をなしうる借地農業者たちの競争にかかるであろう。ここでは、同額の資本支出をもって、または減少する資本支出をもってさえ、増加生産物を保証する永久的な土地改良のことを言うのではない。この改良は、資本の生産物であるとはいえ、土地の質の自然的差異と全く同様に作用するものである。」（『資』(Ⅶ)157～157頁）マルクスはここでは明らかに、「土地自身が自然に有する生産条件としての差異」にたいして、農業資本の投下を「恒久的」土地合体資本を含むものとして、問題にしているのではない。かれは、宇野教授とは異なって、借地農業者による農業資本の投下を、「恒久的」土地合体資本とは分離して、後者による改良は、前者にたいして「土地の質の自然的差異と全く同様に作用するもの」としたのである。

勿論なぜマルクスが、このようにせざるをえないかは、かれ自身は必ずしも明確にはしていないのであって、重大な問題である。しかし、それにたいする答えはまず、いわゆる純粋資本主義社会における「恒久的」土地合体資本の投下は、その社会に想定されている資本の自由な移動と平均利潤の形成ということと、はたして背馳しないかどうかを問えばよいであろう。この場

合には、この土地合体資本は、それが非常に巨額なものであること、さらに極めて長期間にわたって固定される資本であることによって、一般的には、産業資本としての借地農にとっては、投資対象とすることは無理ではないか、したがってこの社会を前提する限りにおいて、それを取扱うことは不可能ではないかと考えられるのである。とはいえ、必要資本規模とか固定資本の規模ないし償却期間とかいう点からみて、この「恒久的」土地合体資本の投下が原理的に規定される産業資本家の所有資本量と適合的でありうるかいなかを決定するのは単なる形式的な理論の問題ではない。これを判定する客観的規準は、究極的には資本主義の現実の歴史的傾向が示すもの以外にあるわけではなかろう。そしてこのことに関しては、後にも指摘するように、理論的展開の主要な例証たりうる十九世紀中葉のイギリス資本主義の発展においては、この資本の投下は、その大部分が借地農業資本家自身によるものではないことが、明らかにされているのである。しかし他面からみればわれわれには、全く理論の見地になつてみたとしても、ここで「恒久的」土地合体資本を産業資本が投下しようとすることは、結局は、純粋資本主義の想定を著しく阻害せざるをえないことになると思われるのである。

三

そのことは、宇野教授によるこの資本の処理についての第二の特徴において、端的に示されているのではないだろうか。すなわち、教授は、この点に関連して、また次のようにもいわれている。「土地資本も、固定資本としてはそれに対する利潤と償却費とは当然に他の場合と同様にして処理されるものと考えてよい……勿論、借地農業資本家が一定の地代による借地契約期間中に投じた資本に対する利潤なり、その償却費なりは自ら得るのであって、地代とは明らかに別個のものをなすのであるが、償却費にしても、利潤部分にしても、必ずしも他の一般資本家の固定資本のように当然に得られるものとは限らない——と同時にまた一般の利潤以上の超過利潤を形成することにもなるであろう。そしてそれがまた契約の更新に際してこの部分が地代に転化、

包含せられる理由をなしている」(『著作集第1巻』380~381頁)と。しかし、土地合体資本の場合に、その「償却費にしても、利潤部分にしても、必ずしも他の一般資本家の固定資本のように当然に得られるものとは限らない」ということは、それらが「当然に他の場合と同様にして処理されるものと考えてよい」ということとは論理的に矛盾している。われわれは、つまらない揚げ足とりをするつもりなのではない。前者は、後者を論理的には否定することになるが、そのことは、つまり資本の自由な移動と平均利潤の形成にたいする否定を意味し、結局資本主義における価値法則の論証を非常に不明確にすることにならないか、という疑問をもたざるをえないというのである。

そもそも契約満期後には、固定資本の未償却部分とそれにたいする利潤が、土地所有に必ずいわば横奪されるという事態——というのは、ここで「恒久的」土地合体資本の償却期間が土地借入れの契約期限より必ず長いということをも想定することは、たとえ単なる論理としてはそうはいえないとしても、理論展開においても歴史的事実は当然に考慮されうるものとして、何人にも異論はないであろうから——を想定することは、そのことが宇野教授も認められるであろうように、農業部面以外における、「他の一般資本家の固定資本」の場合には特に問題になりえないとすれば、農業部面まで含めて「諸資本の自由競争」、「一生産部面から他の生産部面への諸資本の移転可能性」を前提したことに自ら反することになる。なぜなら、利潤論においては、利潤率の均等化を媒介する資本の競争の諸条件は、資本の有機的構成と回転期間の相違以外には問題とされないこととされていたにもかかわらず、ここにおいては、土地所有の制約によって、農業部面への資本投下の特殊に不利な条件が存在するとされることになっているからである。なるほど宇野教授は、この不利な条件にたいして、「一般の利潤以上の超過利潤を形成することにもなる」として土地合体資本投下の特殊に有利な条件も指摘されてはいるが、後者は前者を相殺することにはならない。結局は土地所有は「借地期間を超えて残る固定資本的投資を一般的に抑制することになる」とされるのであって、要するに資本主義的生産様式が、他の部面と同様に「農業を制握したという想

定」は、少くともそのことが「恒久的」土地合体資本をも包含する限りにおいては、成り立たないことになるといわざるをえないであろう。

もちろん、農業部門が他の一般的な資本投下部門にたいして、資本の蓄積のうへで特殊性がないということではない。逆であろう。むしろ、その特殊性こそ地代論が明らかにすべきものであって、マルクスも「われわれにとって土地所有の近代的形態の考察が必要であるのは、一般に、農業における資本の投下から生ずる特定の生産・交易諸関係を考察することが必要だからである。それなしには、資本の分析は完全でないであろう」（『資』（Ⅳ）8頁）といているのである。だがそれはともかくさしあたり、差額地代は、直接的には資本の支配の外にある、制限される独占されうる土地を主要な生産手段とする農業部門に投下された資本の生み出すそれ自身では処理しえない超過利潤が、土地所有によって転化された形態なのである。また絶対地代の形成は資本主義社会における土地所有の原理的性格、あるいは同じことだが、資本による社会的再生産の支配すなわち価値法則の貫徹にたいする土地所有の支配の限度を、端的に示しているのである。そして資本主義社会における土地所有は、差額地代と絶対地代によってのみ、究極的にその価値法則としての資本による社会的支配の貫徹に規制されるものであることが示されるとすれば、宇野教授のように、「償却費にしても、利潤部分にしても、必ずしも他の一般資本家の固定資本のように当然に得られるものとは限らない」という点においても、土地所有による農業資本にたいする特殊な作用が、原理的に問題になりうるとされることは、結果的には、土地所有による価値法則の否定を主張することにならないであろうか。そのような土地所有は論理的に資本主義に対する自己の限度を逸脱することになるからである。

しかも、教授は、そのことに対応して、農業部門に投下されたこの固定資本の未償却部分が、契約満期後に土地所有者に帰属した後には、新たな借地契約者にたいして「その償却部分も利潤部分と共に地代化する傾向を有している」とされるのである。このような見解は、「われわれは、資本によって産みだされた剰余価値の一部が、土地所有者の手に帰するかぎりにおいてのみ、

土地所有を研究する」(同7頁)というマルクス地代論の限定を逸脱することになるのであるが、また差額地代と絶対地代という「本来の地代」以外にも原理的に問題にしうる地代があるという奇妙な論議であるといわざるをえないが、その論理自身についてみても到底成立ちうるとは思われない。なぜなら、土地合体資本を投下した借地農業資本家が、一般的に、それにたいして平均利潤と償却費を得ることができるということを、同様に土地所有者に帰属したあとのこの資本についても当然のこととして想定することは、もともと不可能だからである。マルクスのいうように、「土地に合体させられた諸改良は、土地なる実体の不可分の偶有性として、財産として、土地所有者に帰属する」のである。新たに借地する農業資本家は、この改良された優良な土地に資本を投下した場合に生じると予想される超過利潤を契約を結ぶ際に地代として要求されることはあっても、それ以外のものを借地料として支払う必要は原理的にはありえないことである。というのは、農業資本家にとっては、したがってまた資本家社会にとっては、この場合には投下された土地合体資本は、「土地なる実体の不可分の偶有性」として、存在するのであるからそれ自体としては問題にしようがなく、単に優良な土地として、マルクスのいうように「土地の質の自然的差異と全く同様に作用するもの」としてあらわれるにすぎないからである。天然に優良な土地だからといって、改良されて優良になった土地が、かりにその改良投資にたいして得るとされる利潤と同様な収益を受け取ることが、社会的には認められるものではないことと、それは対応した事実には他ならないといってよいのである。

ともかくも、土地合体資本の償却部分と利潤部分が土地所有によって「地代化する傾向」をもつと仮定することは、地代という形態をとるにしても、実質的には土地所有者にたいして産業資本家たる一面を認めることになるのであって、純粹資本主義の想定とは、どうしても相容れることはできないであろう。

四

ところで、日高普教授は、「借地農業者は、契約更新時に残存している土地

資本を無償で土地所有者にとりあげられるという損失をこうむるため」に、マルクスのいうように「借地農業者は、彼の借地期間の継続中に完全な還流が期待されないような改良及び投資は、一切これを避ける」のは「まことにもっともなことであろう」としつつも次のような疑問を提示されている。「けれども〈これを避ける〉のが絶対的なことであるとすれば、そのような投資は存在しえないはずであって、土地資本というようなものをわざわざ問題とするにはおよぶまい。土地資本の形をとった投資が借地農業者に一律に損失をもたらすのならば、そういう投資が現実にかりにあったとしても、錯誤投資として原理論では無視すべきものにすぎないはずである。」(「土地資本の利子といわれるもの」玉城肇、他編『マルクス経済学体系上巻』所収——以下日高論文と略記する——307頁)。だが日高教授は、われわれのように、「土地資本の形をとった投資」を「原理論では無視すべきもの」とはされないで、「契約期間内に、更新時にこうむるはずの損失をつぐなってあまりある利益をもたらすとすれば、借地農業者は、あえてそれを〈避ける〉ものではあるまい」として、その投資が借地農業者の「採算」にのる条件を積極的に明らかにしようとされるのである。その結論は、それによる「収入の増加分が……土地資本の価値移転部分、プラス土地資本全体についての平均利潤、プラス契約満了時に残存するはずの価値部分とひとしだけの超過利潤、か、あるいはそれ以上をもたらすばあいだけ、この借地農業者は土地資本の形で追加投資できる」(同 308～309頁)というものである。さらに、そのことによって同時に、「契約更新のときに土地所有者が地代を増加させるときのその増加分の内容も明らかに」されることになる。それは、「つまり土地資本の、価値移転部分、平均利潤、および超過利潤の三つである」。そして日高教授は、このさいこの超過利潤については、差額地代として「本来の地代を構成するもの」となし、価値移転部分と平均利潤については、「差額地代とも絶対地代ともいうことはできないから」「本来の地代を構成する」ものではなく、したがって、「地代の増加分には本来の地代とそうでないものが、一緒にしてふくまれているのである」(同)といわれるのである。

日高教授の以上のような見解は、先にみた宇野教授の見地をより精緻化したものであることは明らかであり、後者に対してと全く同様の疑問をわれわれに抱かせるものである。だがここで特に問題にしたいことは、日高教授が、土地合体資本について、借地期間中には「完全な還流が期待できないものにもかかわらず、その投資が採算にのるため」の条件は何かをより積極的に明らかにされようとしたことは、宇野教授により土地合体資本の理論的处理に関する第二の見解がかりに容認されるとしたとしても、逆にそのことによってかえって、次の第三の特徴的な見解は成り立たなくなることを意味するのではないか、ということである。つまり、農業においては、土地所有による制約が、「殊に回収が比較的長期にわたる固定資本の投下を阻害するという事」(『著作集』第1巻433頁)は、論理的にはなんともいえなくなる、ということである。あるいはもっとはっきりいえば、斎藤仁氏のいわれるように、「農業における資本の蓄積は土地所有によって阻害されるという命題は、原理論的には成立しないといわざるをえない」(「資本蓄積と土地所有」鈴木鴻一郎編『マルクス経済学研究上』——以下斎藤論文と略記する——284頁)ということになる。なぜなら原理的には、借地農業資本家による「恒久的」土地合体資本の「投資を可能にする条件がないとはいえない、それはありうる」(同)ことが、日高教授によって、その諸条件と共に明確にされたからであり、またそうでなければ、そもそもこの資本の投下とそれをめぐる土地所有者と借地農業家との関係を、原理論において問題とすることもできなかったはずだからである。

しかししたしかに、土地所有によって、借地農の「恒久的」土地合体資本の投下が抑制されることは、単なる論理の問題ではないという反論は当然に予想されうる。論理的には、この資本投下を促進する条件と阻害する条件の二つが、いわば同等に考えられるが、歴史的現実としては結果的には傾向として、この投資の抑制が支配的になるのだ、と。もしこのことが事実であるとすれば、斎藤氏のように、「土地所有が農業の資本蓄積を阻害するという関係は……原理的法則としてではなく、一種の傾向として、指摘しうる」(同285

頁)として、歴史的傾向を論理から切り離される必要はないであろう。むしろこの傾向を、論理展開にも当然に考慮されるべきものとして、原理的法則としたとしても、いっこうに差しつかえないことになる。宇野教授が「長期的なる改良の困難」を理論的に主張される場合には、こういう考慮をしているのだとあるいはいえるかもしれない。しかしもしそうであるとしても、さらに問題は生じる。すなわち、「恒久的」土地合体資本の投下は、土地所有の制約のために、歴史的傾向としては抑制されるということは、資本主義の「純粋化」の傾向とは、相容れない事実であろうということである。なぜなら、この「純粋化」傾向とは、ようするに、資本主義的生産様式が、資本の自由な移動と利潤率均等化の運動に参加するものとしては他の工業諸部門と全く同様に農業部門をも支配しつつある傾向ということになる。だが産業資本としての借地農が投じうるものと仮定された「恒久的」土地合体資本に関しては、その投資が抑制される傾向にあるということは、結局は、資本の競争によっては平均化しえない農業部門のみに個有な資本投下にとっての不利な条件が存在するということを意味し、したがってまた資本主義的生産様式が「生産とブルジョア社会との一切の部面を支配」する傾向をもつといういわゆる原理論成立の唯物論的根拠と背反することになるのである。

かくして、「借地期間を超えて残る固定資本的投資を一般的に抑制」し、農業における資本の蓄積を阻害するものとして、土地所有の性格の一面を規定することが、理論的にも歴史的にも不可能であるとすれば、宇野教授による絶対地代成立の論拠は失なわれてしまうことになる。つまり、借地農業家による「恒久的」土地合体資本の投下が、土地所有によって「抑制」される結果、農業における「資本の構成の高度化」は「一般に他の工業におけるそれよりおく」(『著作集』第1巻443～444頁)れるということを「キメ手」にして、絶対地代の成立を、資本の構成が社会的平均構成以下に低い農業部門における生産価格の形成から導き出すことはできなくなるのである。

最後に、第四の土地合体資本の利子をめぐる問題については、宇野教授のこのような見解は、マルクスの指摘にたいする誤解に基づくもの、といわざ

るをえない。「土地に＜恒久的に＞合体された改良」が、「超過利潤を形成するかぎり、借地契約の更新の場合は、地代化されるものと考えられる」ことは当然であり、また正当である。しかしマルクスは、この「地代化されるもの」を「利子として区別」したのではなかったのである。かれは、土地合体資本の投下による超過利潤の形成、借地契約の更新の場合におけるその地代化という、論理的な脈絡において、この投下された資本の利子を問題にしているのでは全くない。単に、「農業のばあいに借地農業者によって土地に合体させられた資本の利子」は、「賃借契約の継続中は……借地農業者に帰属」するが、契約期限の到来と共に、この資本と、したがってまたその利子とが「結局は土地所有者に帰属」することになるといっているにすぎないのである。だから、マルクスにとっては、このような資本の利子は、「賃料の一部をなしうる」としても、「それ自体としては、年々一定の期日に土地利用の代償として支払われねばならない」「本来の地代」とは、なんの関係もない」（『資』(Ⅳ) 19頁）ことになるのである。かれはここでは、宇野教授の指摘されるような土地合体資本の投下に基づく超過利潤の地代への転化を、積極的に問題にしているのではないし、あるいはまたそのことを明確に否定して、その地代たるべきものを資本の利子として「区別」しているわけでもないであろう。この利子は、そうした関係とは全く別なものとして、「本来の地代」にたいして、「区別を明示」(同) されるべきであるとしているのである。

しかし、宇野教授のこのような誤解は、いうまでもなく、単なる錯覚ではない。それは、「恒久的」な土地合体資本について、原理論としての地代論の内部で直接的に取扱うことを自明とする立場からの、必ずしもそうではないマルクスの見地にたいする必然的な誤解であることは、既に明らかであろう。教授が「当然」のこととされている、土地合体資本の投下による超過利潤の形成とその地代化という論理の展開は、少くとも明示的にはマルクスの地代論のどこにもなかったのである。

日高教授の場合にも同じく、土地合体資本の利子に関するマルクスの指摘に対する批判は、この資本を借地農が他の資本と同様に投下するものとして、

原理論の範囲内で取扱うことを当然のこととする立場からの誤解に基づくものであって、「日高の提出した疑問は正当なものとしてその解決を要請されよう」(宇野弘蔵『資本論研究Ⅴ』269頁)とは決していえないのではないかと、思われる。ここで「日高の提出した疑問」とは、二つ、つまり第一は、土地合体資本の利子が、マルクスのいうように、「借地農業者によって土地所有者に支払われる賃料の一部をなしうる」とする場合に、その資本の「価値移転部分がどうなってしまったのか」ということ、第二は、「どうして土地資本の利子であって利潤ではないかがわからない」(日高論文 305～306頁)ということである。しかしマルクスはここでは、「恒久的」土地合体資本を、「固定資本の範疇に属する」とするにしても、そもそもそれ自体として、一般的な産業資本の固定資本と同様に原理的に処理しうるものとは、実際にはしていないのである。だから、まず、そのことの方法論的な根拠を解明することが、課題として残されていたのであった。その点が無視された日高教授のような疑問は、なんとしても的はずれになっているといわざるをえないのである。

五

以上に検討したように、「恒久的」土地合体資本を直接的に原理的に規定して、地代論の論理展開のなかに組入れることは、原理論の前提である純粋資本主義の想定とは決して相容れるものではないのであって、理論的に無理を犯すことになるという以外にはないのである。だが、かといって、この資本を原理論にとって全く外的な単なる夾雑物として無視することだけでは、問題は片付いたことにはならないであろう。「恒久的」土地合体資本それ自体は、いうまでもなく、資本主義の発展と共に消滅していくような、それにとっての単なる過去の遺物をなすものではないのみならず、逆に資本主義社会の生産諸力の発展を担う諸連関の欠かすことのできない一環をなすのである。したがって地代論においてこの資本を理論的に捨象しうる方法的論拠は、従来は必ずしもそう見なされてはいなかったのであるが、当然に明確にされる必要があるのである。以下においてはわれわれは、その点を解明していくこと

にしたい。

マルクスは次のように述べている。

「いわゆる恒久的諸改良——それは、資本支出を要費する諸操作によって、土地の物理的な、部分的にはまた化学的な性状を変化させるもので、土地への資本の合体と見られうる——は、そのほとんどすべてが、一定の地片に、一定の制限された場所にある土地に、他の場所にある、そして往々全く付近にある他の土地が天然に有する諸属性を与えるということに帰着する。ある土地は天然に平坦であり、他の土地は平坦にされねばならない。一方は自然的排水路を有し、他方は人工的排水を必要とする。一方は深い肥土を天然に有するが、他方ではそれが人工的に深くされねばならない。ある粘土地には天然に適量の砂が混っているが、他の粘土地ではこの割合がこれから作り出されねばならない。ある草地は天然に灌漑され、あるいは湿土で被われるが、他の草地は労働によって、またブルジョア経済学の用語では資本によって、そうされねばならない。

ところで、その比較的な諸利点が獲得されたものである一方の土地では、地代は利子であるが、これらの利点を天然に有する他方の土地ではそうでないというのは、まことに愉快的理論である。……しかし、資本投下がなされた後に土地が地代を産むのは、資本がそこに投下されたからではなく、資本投下がその土地を以前に比してより生産的な一投下部面となしたからである。一国のすべての土地がこの資本投下を要するものと仮定すれば、まだそれが与えられていない各地片は、この段階をこれから通過せねばならないのであって、すでに資本投下のなされた土地の産む地代……は、この土地が天然にこの利点を有して、他の土地はまだこれからこの利点を人工的に獲得せねばならないようなばあいと同じく、一つの差額地代なのである」(『資』(Ⅷ) 225～226頁)

明らかなように、マルクスは、土地合体資本の投下による「いわゆる恒久的諸改良」を、「往々全く付近にある他の土地が天然に有する諸属性を与えるということに帰着する」として、差額地代の成立自体は、この資本投下とは、

いちおう無関係な過程であるとしている、といってよい。つまり、農業部門における資本の競争にとっては、土地は単に種々に豊度の差異を有する生産手段として外的与件をなすのであって、この豊度の差等自体が、天然によるものか、または人工的なものか、といったことは全く問題になりようがないのである。もちろん、「恒久的」土地合体資本の投下は、一般的に土地の豊度を高度化し、全体的に土地の優等、劣等の等級における序列を不断に変化させ、あるいはまた生産手段としての使用価値をもつ土地を新たに「供給」するが、そのことは、さしあたり、価値法則に支配される資本の運動にたいしては、単なる前提的な条件をなすにすぎない。産業資本としての農業資本としては、現存する土地豊度の差異にたいして、それを生産手段として利用する場合に生じる超過利潤を、競争をつうじて地代に転化するだけのことなのである。地代論ないし差額地代論としてはさしあたりはその点を明確にすればよいのである。このように、「恒久的」土地合体資本は、それ自身として独自に存在するものではなく、土地と一体化し、「土地なる実体の不可分の偶有性」としてのみ機能しうるのである。したがってまた、それを土地ないし土地所有に対立する一般的な農業資本のうち包含されるものと想定することも、そもそも不可能なのであるが、このことは、この土地合体資本が、原理論の範囲内ではどこにおいても、それ自体としては考察対象たりえないことを意味するということにはかならないのである。

そしてまた、「恒久的」土地合体資本を、一般的な農業資本のなかに含めることはできないという想定は、単なる理論的な要請からくるものではない。この資本の投下は、借地農業資本家ではなくて、大抵は土地所有者の直接関与すべき重大な問題に他ならなかったことは、原理論の主要な「例証」たるべき十九世紀中葉のイギリスにおける実際の歴史的過程において具体的に示されているのである。すなわち、「イギリスの地主は、しばしばわが国で誤解されているように単純に寄生的であったわけではない。それどころか、土地改良をはじめとして、まがき・農道から借地資本家のための家屋・農舎にいたるまでの土地合体固定資本の投資者であった。そして、自由主義段階では、

そういう土地合体固定資本は、地主が投下するというのが通例のありかたであった(斎藤論文 291 頁)。エンゲルスもまた「下院にも非常に多くの代表者を有した大地主たちは、『イギリスの穀物関税が1846年に廃止されたときには』『彼らの地所の排水やその他の永久的改良のための多額の国庫補助金を承認された』(『資』(Ⅵ) 191 頁)という事実を指摘している。これによっても、借地農ではなく、大地主が「恒久的」土地合体資本の投下の実際的な担い手であったことがうかがわれる。しかも、この最も有利な国庫補助金は額が限られていたために、土地改良資金としては、土地改良諸会社法の適用にもとづく、土地改良諸会社からの借入れ金によるものがもっとも多く、その他に地主の自己資金および私的な借入れ金によるものがあったのである。(椎名重明著『近代的土地所有』114～134頁参照)。大土地所有者が、こうして「恒久的」土地合体資本を投下したのは、いうまでもなく、優良地のいわば人工的造成によって、借地農の資本投下を促進することを通じて、形成された超過利潤を結果的により多くの地代として取得するためにほかならなかった。

そして、この土地改良資金はまた、元来産業資本として投下されるものではなく、したがって、一般的利潤率の均等化に参加するものでもなかった。それは、マルクスが、「一般的利潤率の均等化には参加しない。これらの資本は、大きな生産的企業に投ぜられてはいても、あらゆる費用を控除すれば、大なり小なりの利子、いわゆる配当しか生じないという意味でである。たとえば鉄道ではそうだ」(『資』(Ⅳ) 350 頁)という場合の「これらの資本」に類するものと考えられる。従って、この鉄道に投下される資本の「取扱いを『資本論』の対象領域からはずす」(降旗節雄『帝国主義論の史的展開』41頁)べきであると同様に、「恒久的」土地合体資本の取扱いも、当然に原理論の対象外に属するものとしなければならなかったわけである。因にたしかにこの土地合体資本投資と鉄道投資とは、土地に関してみると、前者は豊度を高め、後者は位置を有利にすることにおいて差額地代の形成に関連して本質的に共通の性格をもっているといえるのであって、実際に、「初期の地主的改良はほとんどがもっぱら排水を中心としていたし、建物を含めての農場の改良とま

ではいっていないのが実情であったが、やがて借地農の住宅はもちろん、農業労働者の住居から道路さらには鉄道敷設等々が農場の＜価値＞＝地代増進のために決定的に重要になり、したがってそのための投資が進むとともに土地改良法も必然的にそれらを改良の対象として含めざるをえなくなった」(椎名前掲 109 頁)といわれている。

結局「恒久的」土地合体資本投下の、一般的に資本主義の発展にたいする関係は、降旗節雄教授が「ターン・パイク」「運河」「鉄道」などへの投資の、資本主義の自立化傾向にたいする関係について、明解に意義づけされていることと同じ問題につきるといってよいであろう。つまり「先進国としてのイギリス資本主義をめぐる特殊な国際環境に媒介されて形成された膨大な資金が、その基幹産業部門の拡大過程から直接的には排除されて、産業資本的蓄積の不可能な付随的部門に動員されつつ、その発展を条件づけることによって、イギリス産業資本の支配領域の拡大を側面から援助するという特有の経済機構こそ、イギリス産業資本の自立的発展を具体的に達成する形態なのであった。」(『資本論体系の研究』 312 頁)。産業資本が自由に競争をする資本家社会のいわば舞台装置として、鉄道が存在したと同じく、巨額の資金とその回収に長期を要する故に、個別産業資本にとっては不可能な、「恒久的」土地合体資本の投下は、実際には、地主の地代収益の増大という代償を払いながらも、資本家社会的な要請として行なわれ、そのことを前提にして初めて、「資本主義的生産様式が農業を制握したという想定」を可能ならしめるような農業の資本主義化傾向は実現したのであった。純粋資本主義社会の想定も、こうした資本主義の純粋化傾向の特有な経済的機構を考慮しつつ捨象することによって、その理論的正当性を得ることができるのであって、まさしく、この意味で「恒久的」土地合体資本に関しても、当然に原理論の対象自体からは捨象されてしかるべきものであった。

かくして地代論においては、農業資本家が、資本を投下することによって生産手段として使用しうる土地が、豊度ないし位置の差等を有して、私的に所有されているということを前提にする以外には、この生産手段として使用

しうる私的に所有される土地が、天然のものか、荒無地等が開墾されたものか、豊度は天然のものか、人工的なものかなどは全く問題にならないし、また理論的に問題にする必要もないのである。いずれにしてもただちに生産手段として役立つ種々な豊度をもつ私有地を産業資本は与件として受取り、それに対して、その価値法則を貫徹することになるにすぎないのである。

それではマルクスのいう土地合体資本の利子とはいったいなんであろうか。斎藤氏は、「土地所有者自身による土地合体資本の投下、そして、その借地農業者への貸付というありかた」を想定し、「その投資は結局、借地農業者に貸付けられるのだから、一定の利子が——利潤ではなくて——要求されることと」なり、「こうして土地所有者は、文字通り＜土地資本利子＞をかくとくすることになる」(斎藤論文 286 頁)とされている。だが、これは、土地所有者は、土地と区別して土地合体資本だけを貸付けることは不可能であることを想起するならば、奇妙な議論であるといわねばならない。少なくとも、マルクスが、土地合体資本の利子は、「借地農業者によって土地所有者に支払われる賃料の一部をなしうる」という場合の利子とは、斎藤氏のいうように、「土地合体資本が土地所有者によって借地資本家に貸付けられ、その結果そこに一定の果実がもたらされた」(同) ことに根拠をもつものではないであろう。斎藤氏の考え方の場合には、マルクスのいうように、「その比較的な諸利点が獲得されたものである一方の土地では、地代は利子であるが、これらの利点を天然に有する他方の土地ではそうではないというのは、まことに愉快的理解である」ということになりかねない。「資本投下がなされた土地が地代を産むのは、資本がそこに投下されたからではなく、資本投下がその土地を以前に比してより生産的な一投下部門となしたから」にすぎないのであって、地代以外に、投下された資本だけを別個に貸付けたものと想定し、それにたいする利子を取得することなどありえないのである。

マルクスのいう「賃料の一部をなしうる」土地合体資本の利子とはおそらく、次のように考えられるべきものであろう。すなわち、穀物法撤廃は、地代を増大せしめようとする地主の土地改良投資をも促進せしめたのであって、

そのような地主の自己資金とか土地改良会社等からの借入れ金による土地投資は、地主議員たちが可決した土地の永続的改良のための多額の国庫補助金のおかげと同様に、その元本および利子の回収＝借地料化を法律をもって許可された」(椎名 前掲 101 頁) のであった。しかし、この「地主の改良投資に関する法律保障方式」も、実際には「土地改良諸会社等の貸付金回収＝土地賦課……の保障」にとどまり、「借地料……増大を法的に強制し保障するものではなくて、借地料自体は、結局のところ(借地)契約の自由にゆだねられざるをえなかったといつてよい」(同 137 頁) のであった。このことは、地主と借地農との関係は、法律的关系によってではなく、基本的には「本来の地代」の形成による経済的关系に規制される以外になつたことを意味する。だから、土地合休資本の利子は、この法的関係によって「賃料の一部をなしうる」ことがあつたとしても、それは当然に「土地の使用そのものについて支払われる本来の地代」にたいしては異質な夾雑物に他ならないのである。だが重要なことは、マルクスが「ある事情のもとではこの利子は地代の法則によって規制され、したがつて、たとえば、大きな自然的豊饒性をもつ新たな地所の競争があるばあいには、消失しうる」(『資』(Ⅳ) 17 頁) といつてゐることからもうかがわれるように、現実の歴史的過程自体が、このような法律的关系——いふなれば上部構造——にもとづく夾雑物を実際に排除し、「土地所有が経済的に実現され、価値増殖される形態である」(同 14 頁) 地代関係を純粹に提示する傾向をもつていたということである。こうした歴史の現実的過程がなければ、地代論は唯物論的な根拠をもつものとして、体系化されることは不可能なのであつて、マルクスが「賃料の一部」をなしうるこの利子を「本来の地代」とは明確に區別して論じたことは、この現実的過程に依拠するものとして、地代論の正しい方法を明示している、といわなければならないのである。また他方では、土地改良資金を供給する側では、その資金源泉からして、「大なり小なりの利子」を得ればよく、地主は、それを基本的に取得した地代から控除すればよかつたのであつて、こうした関連においては、純粹資本主義の想定と抵触するものはなにもないのである。

ところで、「恒久的」土地合体資本にたいして、「化学的性質の諸改良、施肥等におけるように比較的に一時的な」土地合体資本についても、ここで簡単に触れて置かなければならない。これは、「農業における普通の生産過程に伴う……資本投下」であり、「すべて例外なしに借地農業者によってなされる」が、一般的に、「同様に土地を改良し、その生産物を増大させ、土地を単なる物質から土地資本に転化する」(『資』(7) 15頁)。そして、これも、「借地期間の継続中に完全な還流が期待されないような改良や投資」となりうるのであるが、しかし、マルクスのいうように借地農業者は「一切これを避ける」ということには決してならなかった。なぜなら十九世紀中葉にいたって、イギリスでは、このような改良や投資にたいする地主の借地農にたいする補償の慣行が成立したからである。(椎名 前掲59～97頁参照) さらにまた、地主は、この補償を、新たに借地契約を結ぶ借地農に転嫁したのであって、結局、土地所有者によって媒介されはするが、これは基本的には借地農同士の補償の問題にすぎなかった。だから、それは地代論において何らかの特に検討すべき課題をなすものではなかった点が注意されれば、ここでは事は足りるのである。そしてこの資本はいうまでもなく、農業資本の一部をなすものとして、原理論の内部の問題になるのである。

六

「恒久的」土地合体資本については、これを原理論から明確に排除すべきであるというわれわれの見解によれば、資本主義社会における土地所有の原理的性格に関して、従来考えられてきたものに対して、若干の訂正ないし補足が必要になると思われる。最後にこの点を整理しておこう。

第一に、絶対地代成立の根拠について。宇野教授のように、土地所有が「殊に回収が比較的長期にわたる固定資本の投下を阻害する」ことによって、農業資本の構成の高度化は「一般に他の工業におけるそれ」よりおくられるという点にその根拠を求めるよりも、むしろ、この「回収が比較的長期にわたる固定資本」はもともと農業資本を構成しないとするの方が、もっと

確実な、絶対地代成立の「キメ手」になるといえるであろう。因にカウツキーが、農業資本の有機的構成の社会的平均以下にもとづく絶対地代の成立という点に関して疑問を提起して、「今日なお集約的農業は、平均以下の資本の有機的構成を示すか甚だ問題だ」とした場合には、「農業は、他の資本主義的経済部門よりずっと少ない原料を使用するとするも、その機械、建物——倉庫、厩舎、水利建設物、その他——への支出は、技術の進歩と共に益々大となる」（『農業問題』上 岩波文庫版 136 頁）として、暗黙のうちに「恒久的」土地合体資本を含めて考えていたのである。だがこれは十九世紀末以後のドイツのたとえばユンカー経営について特殊にいえることを、資本主義の一般的规定の中に直接もちこんで原理的规定を台無しにしてしまう、歴史と理論をめぐる混同の典型的一例であるといわねばならない。¹⁾

第二に、資本主義の農業問題について。宇野教授は、「農業における資本の蓄積と地代」に関して次のごとく述べている。「一定の期間を限って年に一定額の地代を支払うことを条件として借地した農業資本家は、……その追加投資に関してはその期間中は土地所有の制限から解放せられる。追加投資の生産性が増進する場合は勿論のこと、減退する場合でも超過利潤の得られる限りは、これを地代として支払うことなく、資本の超過利潤として獲得することが出来る。それは工業の場合のように他の資本家にも資本さえあればかかる投資をなし得るというものではない。一定種類の土地を一定の地代を支払って借地していることがその資本家の特権となるわけである。このことが農業における資本の蓄積の促進として作用することは明らかである。」（『著作集第1巻』427～428頁）これを、教授は「優良地における追加投資の促進と制限」のうちの「促進」について述べているのであるが、この「制限」については、ここでは、例の土地所有が「借地期間を超えて残る固定資本的投資を一般的に抑制する」という点で、「農業における資本の蓄積を阻害するもの」としているのである。だがわれわれは既にこの後者の論理は成立しないことを明らかにしたのであった。その限りで、「農業における資本の蓄積が地代によって制限せられ、たとい契約期間中には促進せられるにしても、結局は阻

害される」とは、もはやいえないとしなければならないことになる。「結局は阻害される」のではなく、「契約期間中には促進」されることによって、むしろ土地所有は一般的には、農業における資本蓄積を促進するといわなければならないのである。

資本主義の農業問題とは、農業は「土地を主要生産手段として自然力を利用する限り」において「資本主義的生産様式のいわば無機的な合理性に対して有機的非合理性を脱することをえない」(『著作集第8巻152頁)ということに他ならないが、従来は一般的には、土地所有が、さらにこの農業問題を激化する要因となり、工業に対する農業の不均等な発展をもたらすものとして作用すると考えられていたのである。だが今やわれわれは、土地所有は、資本主義の農業問題を、それが農業の資本蓄積を、結局促進することにおいて、緩和ないし解決するとしなければならないであろう。こうしてこそ、初めて、土地所有形態は資本主義的「生産様式に適應する経済形態」となっていることを真に論証したことになる。そしてまた、外的条件としての土地所有にたいする、資本主義のこうした関係においてこそ、それ自体で運動するものとしての純粋資本主義社会の自立性は初めて確保されることになるのである。

もちろん、十九世紀中葉のイギリス資本主義の主導による国際的農工分業体制の展開は、イギリスの資本主義的工業の発展にともなう農業問題を、世界市場を通じて解決したとってさしつかえないであろうが、しかしこれも、直接的に世界市場を通ずることによってしか解決しえないというのでは、資本主義の自立性を否定することになる。いわば質的には資本主義は農業問題を土地所有を通じて解決するのであって、世界市場は、単に量的にイギリス資本主義の生産諸力を増大させたのにすぎないのである。そうでなければ、この時期の世界市場諸関係の「内面化」による純粋資本主義の想定も理論的に不可能となり、結局は世界資本主義論に道を開くことになるであろう。実際に、十九世紀中葉のイギリス農業の発展は、穀物関税の撤廃以後、一方では、先に述べた補償慣行の成立、他方では地主を媒介とする社会的遊休資金

の土地合体資本としての投下による土地改良の著しい進展、およびそれを受けてたった借地農による農業への積極的な資本投下によって、二、三十年代の「資本不足」による不況状態を脱して、世界に冠たる高度集約農業（high farming）を実現したのであった。そして、「穀作地面積減少の主要な要因をなした小麦（および小麦粉）の輸入増大＝海外農産物による競争の激化にもかかわらず、60年代終りごろまでは国内産小麦の量の方が輸入量をかなり上廻っており、むしろ国内小麦が不作のときにその分の補充という形で輸入増大が行なわれ」ており、「主食たる小麦の供給をいまだ主として国内産に依存していたし、国内生産量が輸入量を規定する形になっていた」（椎名前掲 149 頁）といわれているように、イギリス農業の世界市場にたいする関係も、前者が後者にたいする規制関係にあったことは充分注目されなければならないのである。

最後に第三に、農業における原理論と段階論について。帝国主義段階になると、エンカー等の資本家的農業経営は、みずから「恒久的」土地合体資本を投下することになる。この場合、そのための資金は、抵当証券の流通を通じて社会的遊休資金を集中することによって調達された。この不動産抵当制度を保証するためには、土地所有の独占性を強化し（独占地代の成立）土地価値を保証するものとしての農業関税の設定が不可避であった。そして、この「恒久的」土地合体資本の自由な移動が阻害されるという十九世紀末の「農業危機」において顕著に示された問題が、こうした全体の関係の基礎²⁾になっていたのである。この資本の自由な移動の阻害によっても示されるように、農業関税政策に集約される帝国主義的段階に特徴的な農業諸関係は、資本主義の直接的な原理的規制にたいするある程度の否定のうえに形成されたものである。かくして帝国主義段階を補足的に規定するものとしての農業の段階論的解明も、「恒久的」土地合体資本を理論的に排除し、自己資本の蓄積にもとづく農業資本とそれに適合的な土地所有関係の成立として農業の原理を規定する原理論を基準として、初めて十全に達せられることになるのである。そのことは一般的に、重工業、株式会社制度、金融資本、カルテル関税とい

う帝国主義段階を基本的に特徴づける一連の事実関係にたいして、一般的に原理論が有する関係と対応するものといってさしつかえないだろう。

- 1) このようなカウツキーの問題提起にたいして宇野教授は次のようにいわれている。
「ぼくにはカウツキーがそういう問題をだしたということに興味はある。その時期がマルクスと違って、まさに農業問題が出た時代だ。マルクスにとっては農業も資本主義的体制に入るものとして、そしてその体制のなかで資本に対する土地所有の絶対的意義を明らかにするというのが主題だった。そしてそれがまた地代論を原理論のなかに入れざるをえないことになったわけだろう。」(宇野編『資本論研究 V』427～428頁) 宇野教授のいわれていることは必ずしも具体的ではないので真意はつかみかねるが、この点をわれわれのように、「恒久的」土地合体資本の処理の問題として考えたらどうであろうか。
- 2) この点については、拙稿「帝国主義段階と農業問題」(『北大経済学研究』第23巻第四号所収) 参照。